

第55回社会保障審議会生活保護基準部会
令和8年2月27日

資料1



消費実態による検証を補完する方法について

令和7・8年生活保護基準部会における議題（案）

第52回社会保障審議会生活保護
基準部会 令和7年6月24日
(赤枠、赤字追記)

生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証や検討課題の議論等（詳細は次頁以降）を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。

1 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

- (1) 水準（高さ）の検証
- (2) 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

2 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

3 消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する検証手法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収第1・十分位が適切かどうかの確認を含む。

4 その他の扶助・加算の検証

その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

※ 具体的な生活保護基準については、本部会での上記検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行うが、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行う。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

第52回社会保障審議会生活保護基準部会
令和7年6月24日 資料4（抜粋）

検討事項（案）：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

（1）水準（高さ）の検証

- 現行の生活扶助基準については、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。
- 生活扶助基準の「水準」の検証においては、基準設定の基軸とされる「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、従来から夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を実施しているところであり、前回の令和4年度の検証においても、夫婦子1人世帯をモデル世帯として検証を行った。
- 比較検証にあたり消費実態を参照する所得階層について、令和4年度の検証では、平成29年検証時において変曲点理論を用いた消費の変動分析が行われた結果等を踏まえ、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とした。この際、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないか確認する観点から、中位所得層に対する消費水準の比率、固定的経費割合、年間可処分所得の中央値に対する比率などを確認した。
この点、本部会において、「年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要がある」との意見があった。

⇒ 水準（高さ）の検証におけるモデル世帯をどのように考えるか。また、生活扶助基準と比較する際、第1・十分位の消費水準を比較対象とする妥当性をどのように確認するか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 昭和40年度の格差縮小方式の導入以前にまで遡れば、収入階級第1・十分位ではない所得階層における消費の動向に着目していた時期もあり、年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要があるとの意見があった。

(参考) 生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容

令和4年12月9日 社会保障審議会生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－２ 生活扶助基準の水準の検証

(2) 確認する指標

○ 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、下記a)～c)の指標について、それぞれ以下に続く考え方により確認を行い、状況の評価をすることとした。

a) 中位所得層に対する消費水準の比率

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

b) 固定的経費割合

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

c) 年間可処分所得の中央値に対する比率

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

○ 併せて、下記d)～f)については、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、状況として大きな変化がないかを確認することとした。

d) 世帯属性（配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債 等）

e) 所得額・貯蓄額の分布

f) 社会的必需項目の不足状況

3 . 消費実態による検証を補完する方法

第52回社会保障審議会生活保護基準部会
令和7年6月24日 資料4（抜粋）

検討事項（案）：消費実態による検証を補完する検証手法の検討

- 従来、一般低所得世帯の消費実態との比較を基本としつつも、その補完的な参考資料となりうる新たな検証手法の検討については、過去に本部会や「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」においても議論してきたところ。
 - 令和4年検証においては、「引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる」とされつつ、「消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。」との意見があったところ。
 - また、生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。
- ⇒ 生活扶助基準の水準を検証するに当たって、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかを確認することを基本としつつ、当該消費実態による検証を補完するような手法として、どのようなものが考えられるか検討してはどうか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－5 新たな検証手法に関する検討

- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことを基本としつつも、消費実態に基づく手法以外に、理論的根拠に基づいた、複雑ではない生活扶助基準の検証方法を開発することについて、今後も議論を重ねていくことが重要である。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

第52回社会保障審議会生活保護基準部会
令和7年6月24日 資料4（抜粋）

検討事項（案）：消費実態による検証を補完する検証手法の検討

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 生活水準が維持されているかについては、生活の質の観点から、社会的剥奪状況として必需品項目の不足の状況を確認することも重要であるという意見があった。また、こうした生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見もあった。
このほか、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。

- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。
一方で、高齢者の消費実態については、年金制度の動向に影響を受けることに留意しなければならないとする意見もある中で、年収階級第1・十分位という一般低所得世帯の消費実態との均衡のみにより生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下する場合に絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、その下支えとなる水準を明らかにする取組は重要である。このため、消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。
また、こうした作業を行うための議論の場を設けるべきとの意見があった。

第52回生活保護基準部会における委員からの主な意見 (消費実態による検証を補完する方法に関する内容)

- 年収階級第1・十分位が適切な比較対象かという論点は重要だが、消費実態による検証を補完する方法の検討とセットで議論するのがよいのではないか。
- 第1・十分位ということは基本に据えつつ、第3・五分位の6割水準というのを1つの目安にして考えようというのが、一定これまでの合意事項だったのではないか。この点についても、この基準部会の中で検証して欲しい。
- 水準均衡方式は有効な1つの算定方式と考えるが、それ以外にも方式があるのではないかとすることで、前回の生活保護基準部会で、2つの方式(MIS手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算)を検討した。この2つの方式も視野に入れながら、そのほかの方式も含め、検討していく意義は大きいのではないか。
- 前回の検討した2つの方式(MIS手法による最低生活費の試算、主観的最低生活費の試算)については、試行的な研究であり、直接生活扶助基準の検証に活用できないものであった。前回の基準部会における報告書をきちんと踏まえた上で、仮に精緻化することができるのであれば、どのように検証に活用することができるのか、議論することが必要ではないか。
- 諸外国での公的扶助の水準をどう決定しているのかという調査があれば、それを参考にすることも可能ではないか。
- 消費実態だけだと、やはり比較が難しいということになると、他のアプローチも前回の手法も参照しながら、また模索する必要がある。生活費を積み上げるとか、そういった絶対的なものというのでも検討する必要があるのではないか。
- 最低限度の生活という中に、社会的な包摂といった観点等から、他の人との関わりや交流といった視点も重視して、検討していく必要があるのではないか。
- 社会保障生計調査により生活保護受給世帯の消費実態を確認することで有効な情報が得られる可能性がある。

生活実態及び生活意識の分析について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

生活実態及び生活意識の分析に活用できるデータ

- 3年に1度実施している「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」は、消費実態による検証を補完するデータとして活用し得る。
- 本調査の結果は、これまでの生活保護基準部会における検証においても参照されてきたもの。

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（概要）

○ 調査の目的

一般世帯及び生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握することにより、生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

○ 調査の概要

調査の種類	調査対象	調査事項
一般世帯	約38,000世帯 国民生活基礎調査（所得票）の調査世帯の一部を対象	《家庭の状況》 世帯人員、世帯類型 《生活実態・生活意識》
生活保護世帯	約1,100世帯 社会保障生計調査の調査世帯を対象	普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣との付き合い、レジャーや社会参加の状況、住まいの状況、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育 等

（参考）令和4年調査の有効回答数 一般世帯15,432世帯、生活保護世帯976世帯

○ 過去の調査実績

平成22年7月、平成28年7月、令和元年7月、令和4年7月、令和7年7月

第1・十分位が比較対象として適当か確認するための指標

- 令和4年検証において夫婦子1人世帯における年収階級第1・十分位が比較対象として適当か、以下の指標により確認を行った。
- 参考指標の一つとして、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による社会的必需項目の不足状況についても確認していた。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

○社会的必需項目の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況

- ※1 先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）＜厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（平成22～24年度、研究代表者 阿部彩）＞の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）に対応する「家庭の生活実態及び生活意識調査」の13項目に係る結果。
- ※2 2010年、2016年及び2019年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計となるため、基準額と消費水準の比較検証時に参照する集団（全国家計構造調査、全国消費実態調査による）とは調査時点、標本世帯、対象範囲等が異なる。

（参考）社会的必需項目の不足状況の集計結果（夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位）

社会的必需項目の不足状況

社会的必需項目	令和元年7月			（単位：%、%pt）	
	該当割合	平成28年対差	平成22年対差	平成28年7月	平成22年7月
				該当割合	該当割合
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）	0.0 <0.0>	▲ 3.4 <2.0>	-	3.4 <2.0>	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.7 <1.8>	-	0.9 <1.0>	
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）	2.5 <1.9>	1.7 <2.1>	-	0.8 <1.0>	
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	17.2 <4.5>	▲ 7.8 <6.6>	0.8 <6.1>	25.0 <4.8>	16.4 <4.2>
Q5 必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	1.8 <1.6>	▲ 1.0 <2.4>	1.0 <1.9>	2.8 <1.8>	0.8 <1.0>
Q6 必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	5.1 <2.6>	▲ 5.3 <4.3>	▲ 1.8 <3.9>	10.4 <3.4>	6.9 <2.8>
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	0.0 <0.0>	0.0 <0.0>	▲ 5.0 * <2.5>	0.0 <0.0>	5.0 <2.5>
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.8 <1.6>	0.1 <2.1>	1.8 <1.6>	1.6 <1.4>	0.0 <0.0>
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	3.4 <2.2>	▲ 5.3 <3.8>	-	8.8 <3.1>	
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 0.9 <2.3>	0.8 <1.0>	2.6 <1.8>
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 3.4 <2.9>	0.7 <0.9>	5.1 <2.5>
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない	34.2 <5.7>	▲ 10.4 <7.9>	-	44.6 <5.5>	
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	5.9 <2.8>	▲ 14.1 * <5.9>	▲ 11.6 * <5.1>	20.0 <4.4>	17.6 <4.3>

※ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。
 ※ 夫婦子1人の3人世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第1・十分位に属する世帯に係る集計。
 ※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に*印をつけている。

生活の質を踏まえた検証を行うための生活実態・意識の分析

- 令和4年検証において消費実態だけでなく生活の質も踏まえた検証を行う観点から、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」等を用いて、生活保護受給世帯及び一般世帯の生活実態・意識について分析を行った。

社会保障審議会生活保護基準部会 報告書（抄） [生活保護基準部会（令和4年12月9日）]

Ⅲ－5 新たな検証手法に関する検討

(3) 生活の質の面からみた生活実態・意識の分析

- 消費実態だけでなく生活の質も踏まえた検証を行う観点から、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」等を用いて、生活保護受給世帯及び一般世帯の生活実態・意識について分析を行った。具体的には、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」において調査された社会的必需項目にあたる下記の13項目について、生活保護受給世帯と一般世帯（全世帯）の不足状況の比較を行った（次ページ参照）。

（13項目は略）

- 生活保護受給世帯は、一般世帯と比較して、社会的必需項目が不足している割合が高く、特に、「急な出費への対応」ができない、金銭的な余裕がないために「親族の冠婚葬祭への出席」ができない、「生命保険等の加入」ができないと回答した割合が高かった。
このほか、世帯類型によっては、「1年に1回以上の新しい下着の購入」はしていない、金銭的な余裕がないために「毎日のたんぱく質の摂取」、「1日1回以上の野菜の摂取」はしていないと回答した割合なども、生活保護受給世帯の方が一般世帯より高い部分がみられた。
- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、社会的必需項目の不足割合を定量的に費用の水準として評価することは難しいものの、生活保護受給世帯が平均的な一般世帯と比べて、社会的活動を行う上での制約がある可能性について留意する必要がある。

(参考) 社会的必需項目の不足状況の集計結果 (生活保護受給世帯と一般世帯の比較)

令和4年生活保護基準部会報告書
別紙資料21

表 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

(単位：%)

社会的必需項目	高齢世帯				母子世帯				その他の世帯					
	単身世帯		2人世帯		2人世帯		3人世帯		単身世帯		2人世帯		3人世帯	
	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般	生保	一般
1日2回以上の食事	1.2 [0.7]	0.4 [0.2]	0.7 [0.7]	0.4 [0.2]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	1.2 [3.8]	7.7 [2.1]	1.0 [0.3]	5.2 [2.1]	0.4 [0.1]	0.0 [0.0]	0.4 [0.2]
毎日のたんぱく質の摂取	1.9 [0.9]	1.8 [0.4]	4.8 [1.8]	0.6 [0.2]	3.0 [2.5]	0.3 [1.3]	2.0 [3.4]	1.2 [3.8]	7.5 [2.0]	2.7 [0.5]	2.6 [1.5]	0.7 [0.2]	2.2 [4.2]	0.5 [0.2]
1日1回以上の野菜の摂取	1.2 [0.7]	0.9 [0.3]	1.8 [1.1]	0.2 [0.1]	2.1 [2.1]	1.1 [2.5]	1.9 [3.4]	1.2 [3.8]	10.1 [2.3]	3.6 [0.6]	3.2 [1.7]	0.9 [0.2]	0.0 [0.0]	0.7 [0.2]
新しい下着の購入	18.2 [2.5]	13.6 [0.9]	11.6 [2.7]	6.6 [0.7]	13.3 [4.9]	5.9 [5.6]	1.0 [2.4]	6.7 [8.6]	19.3 [3.1]	9.8 [1.0]	17.9 [3.6]	6.4 [0.6]	6.5 [7.0]	6.6 [0.6]
必要時に医者にかかれること	0.0 [0.0]	0.5 [0.2]	0.0 [0.0]	0.1 [0.1]	0.0 [0.0]	0.3 [1.3]	10.8 [7.7]	1.5 [4.2]	0.3 [0.4]	2.0 [0.5]	0.3 [0.5]	0.6 [0.2]	0.0 [0.0]	0.6 [0.2]
必要時に歯医者にかかれること	0.8 [0.6]	1.6 [0.3]	0.0 [0.0]	0.9 [0.3]	0.0 [0.0]	1.9 [3.2]	10.8 [7.7]	1.4 [4.1]	2.2 [1.1]	3.2 [0.6]	1.5 [1.2]	1.6 [0.3]	0.0 [0.0]	1.3 [0.3]
炊飯器の保有	1.8 [0.9]	0.3 [0.1]	0.3 [0.5]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.6 [0.6]	0.5 [0.2]	0.5 [0.7]	0.1 [0.1]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]
電気掃除機の保有	4.2 [1.3]	0.3 [0.1]	1.5 [1.0]	0.1 [0.1]	3.2 [2.6]	1.0 [2.3]	6.0 [5.9]	0.0 [0.0]	8.0 [2.1]	1.3 [0.4]	6.4 [2.3]	0.1 [0.1]	4.3 [5.8]	0.1 [0.1]
固定電話の保有	3.4 [1.2]	0.6 [0.2]	1.5 [1.0]	0.0 [0.1]	18.4 [5.6]	2.6 [3.8]	7.9 [6.7]	2.8 [5.7]	7.2 [2.0]	1.2 [0.4]	8.5 [2.6]	0.6 [0.2]	0.0 [0.0]	0.4 [0.2]
携帯電話の保有	5.2 [1.4]	1.1 [0.3]	1.7 [1.1]	0.4 [0.2]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	0.0 [0.0]	2.7 [1.3]	0.5 [0.2]	7.9 [2.6]	0.3 [0.1]	0.0 [0.0]	0.3 [0.1]
親族の冠婚葬祭への出席	12.8 [2.2]	2.0 [0.4]	12.0 [2.7]	0.8 [0.2]	18.3 [5.6]	1.5 [2.9]	16.7 [9.2]	0.3 [1.8]	19.1 [3.1]	1.9 [0.4]	21.6 [3.9]	0.7 [0.2]	6.6 [7.0]	0.5 [0.2]
急な出費への対応	69.5 [3.0]	20.6 [1.1]	72.9 [3.8]	13.8 [0.9]	74.7 [6.3]	46.2 [11.8]	72.8 [11.0]	31.5 [16.0]	72.2 [3.5]	25.7 [1.4]	76.5 [4.0]	17.0 [0.9]	64.6 [13.6]	17.1 [0.9]
生命保険等への加入	31.3 [3.0]	13.6 [0.9]	37.5 [4.1]	7.4 [0.7]	46.4 [7.2]	15.4 [8.6]	48.1 [12.4]	6.5 [8.5]	35.2 [3.7]	11.6 [1.0]	38.1 [4.6]	5.7 [0.5]	33.8 [13.4]	4.4 [0.5]

- ※ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（令和元年）による特別集計。
- ※ 「生保」は、生活保護受給世帯に係る集計。「一般」は、一般世帯に係る集計。
- ※ その他の世帯は、高齢世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。
- ※ 社会的必需項目の不足割合は、「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためにできない・保有していないと回答した者の割合。「下着の購入」については、金銭的に余裕がないからという理由に限らず、1年に1回以上購入していない者の割合。「急な出費への対応」については、できないと回答した者の割合。
- ※ 携帯電話には、スマートフォン、PHSを含む。
- ※ [] 内は各集計値に係る標準誤差。

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況①

(単位：%、%pt)

高年齢者単身世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=254	n=247		n=346		n=2,478	n=2,576		n=2,561	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度（1日2回以上していない）	1.3 < 0.8 >	1.2 < 0.7 >	(▲0.1)	1.5 < 0.8 >	(+0.3)	0.7 < 0.2 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.2)	0.7 < 0.2 >	(+0.2)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日摂っていない）	5.9 < 1.6 >	1.9 < 0.9 >	(▲4.0)	4.5 < 1.3 >	(+2.5)	3.1 < 0.4 >	1.9 < 0.3 >	(▲1.2)	2.1 < 0.4 >	(+0.2)
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上食べていない）	3.2 < 1.2 >	1.2 < 0.7 >	(▲2.0)	3.1 < 1.1 >	(+1.9)	1.5 < 0.3 >	1.0 < 0.2 >	(▲0.5)	1.2 < 0.3 >	(+0.2)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	14.6 < 2.4 >	18.2 < 2.5 >	(+3.7)	3.1 < 1.1 >	(▲15.1)	15.9 < 0.9 >	13.8 < 0.9 >	(▲2.1)	1.6 < 0.3 >	(▲12.1)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	0.8 < 0.6 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.8)	3.8 < 1.2 >	(+3.8)	0.8 < 0.2 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.3)	1.3 < 0.3 >	(+0.9)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	2.4 < 1.0 >	0.8 < 0.6 >	(▲1.6)	6.6 < 1.6 >	(+5.8)	2.4 < 0.4 >	1.5 < 0.3 >	(▲0.9)	2.2 < 0.4 >	(+0.7)
Q7 炊飯器を保有していない	2.1 < 1.0 >	1.8 < 0.9 >	(▲0.3)	2.5 < 1.0 >	(+0.7)	0.3 < 0.1 >	0.3 < 0.1 >	(+0.1)	0.3 < 0.1 >	(▲0.0)
Q8 電気掃除機を保有していない	3.0 < 1.2 >	4.2 < 1.3 >	(+1.2)	4.3 < 1.3 >	(+0.2)	0.8 < 0.2 >	0.3 < 0.1 >	(▲0.4)	0.5 < 0.2 >	(+0.2)
Q9 電話（固定電話）を保有していない	1.4 < 0.8 >	3.4 < 1.2 >	(+2.0)		(-)	0.5 < 0.2 >	0.7 < 0.2 >	(+0.2)		(-)
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）を保有していない	6.3 < 1.7 >	5.1 < 1.4 >	(▲1.2)	1.0 < 0.6 >	(▲4.1)	1.5 < 0.3 >	1.2 < 0.3 >	(▲0.3)	0.8 < 0.2 >	(▲0.4)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席（回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）	12.6 < 2.3 >	12.8 < 2.2 >	(+0.2)	16.5 < 2.3 >	(+3.7)	2.3 < 0.4 >	2.0 < 0.3 >	(▲0.3)	2.7 < 0.4 >	(+0.6)
Q12 急な出費に対応できない	78.5 < 2.8 >	69.5 < 3.0 >	(▲9.1)	62.8 < 3.0 >	(▲6.7)	28.5 < 1.1 >	21.0 < 1.0 >	(▲7.5)	18.1 < 1.0 >	(▲2.9)
Q13 生命保険等に（死亡・障害・病気など）加入していない	37.7 < 3.3 >	31.3 < 3.0 >	(▲6.3)	32.2 < 2.9 >	(+0.9)	13.4 < 0.8 >	13.9 < 0.9 >	(+0.5)	9.0 < 0.7 >	(▲4.9)

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ 社会的必需項目の不足割合は、「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためにできない・保有していないと回答した者の割合。「下着の購入」については、金銭的に余裕がないからという理由に限らず、1年に1回以上購入していない者の割合（令和4年のみ生活費が足りなくて1年に何度も買えないことがあったと回答した割合）。

「急な出費への対応」については、できないと回答した者の割合。（P14～P19も同様）

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況②

(単位：%、%pt)

高齢者2人世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=139	n=168		n=139		n=2,864	n=2,836		n=2,702	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度（1日2回以上していない）	0.0 < 0.0 >	0.7 < 0.7 >	(+0.7)	0.4 < 0.6 >	(▲0.3)	0.1 < 0.1 >	0.3 < 0.1 >	(+0.2)	0.3 < 0.1 >	(▲0.0)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 （毎日摂っていない）	0.7 < 0.7 >	4.9 < 1.8 >	(+4.2)	2.0 < 1.3 >	(▲2.9)	1.4 < 0.3 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.8)	0.7 < 0.2 >	(+0.1)
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上食べていない）	1.4 < 1.1 >	1.8 < 1.1 >	(+0.4)	0.0 < 0.0 >	(▲1.8)	0.6 < 0.2 >	0.2 < 0.1 >	(▲0.3)	0.3 < 0.1 >	(+0.1)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	14.5 < 3.2 >	11.7 < 2.7 >	(▲2.8)	5.3 < 2.1 >	(▲6.4)	7.7 < 0.7 >	6.6 < 0.6 >	(▲1.1)	1.1 < 0.3 >	(▲5.5)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	1.4 < 1.0 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.4)	1.2 < 1.0 >	(+1.2)	0.3 < 0.1 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.2)	0.5 < 0.2 >	(+0.4)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	3.6 < 1.7 >	0.0 < 0.0 >	(▲3.6)	10.0 < 2.9 >	(+10.0)	1.8 < 0.3 >	0.8 < 0.2 >	(▲1.0)	1.2 < 0.3 >	(+0.4)
Q7 炊飯器を保有していない	0.7 < 0.7 >	0.3 < 0.5 >	(▲0.4)	0.0 < 0.0 >	(▲0.3)	0.2 < 0.1 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.2)	0.0 < 0.0 >	(▲0.0)
Q8 電気掃除機を保有していない	3.3 < 1.6 >	1.6 < 1.0 >	(▲1.7)	0.0 < 0.0 >	(▲1.6)	0.2 < 0.1 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.1)	0.2 < 0.1 >	(+0.1)
Q9 電話（固定電話）を保有していない	2.7 < 1.4 >	1.5 < 1.0 >	(▲1.1)		(-)	0.1 < 0.1 >	0.0 < 0.1 >	(▲0.1)		(-)
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）を保有していない	4.5 < 1.9 >	1.7 < 1.1 >	(▲2.8)	1.8 < 1.3 >	(+0.1)	1.6 < 0.3 >	0.3 < 0.1 >	(▲1.2)	0.2 < 0.1 >	(▲0.2)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	12.6 < 3.0 >	12.0 < 2.7 >	(▲0.6)	12.4 < 3.1 >	(+0.4)	0.7 < 0.2 >	0.8 < 0.2 >	(+0.1)	0.6 < 0.2 >	(▲0.2)
Q12 急な出費に対応できない	83.2 < 3.4 >	72.8 < 3.7 >	(▲10.3)	67.3 < 4.5 >	(▲5.6)	18.9 < 1.0 >	13.7 < 0.8 >	(▲5.2)	11.4 < 0.8 >	(▲2.3)
Q13 生命保険等に（死亡・障害・病気など）加入していない	46.5 < 4.5 >	37.5 < 4.1 >	(▲9.0)	36.5 < 4.6 >	(▲1.0)	9.4 < 0.7 >	6.9 < 0.6 >	(▲2.5)	6.1 < 0.6 >	(▲0.8)

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況③

(単位：%、%pt)

母子2人世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=84	n=60		n=49		n=106	n=74		n=64	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度（1日2回以上していない）	1.0 < 1.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.0)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.3 < 0.8 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.3)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日摂っていない）	3.1 < 2.1 >	2.9 < 2.4 >	(▲0.3)	0.7 < 1.7 >	(▲2.2)	4.0 < 2.7 >	0.4 < 1.3 >	(▲3.6)	0.0 < 0.0 >	(▲0.4)
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上食べていない）	6.7 < 3.1 >	2.2 < 2.1 >	(▲4.5)	0.7 < 1.7 >	(▲1.5)	0.9 < 1.3 >	1.1 < 2.2 >	(+0.3)	0.3 < 1.0 >	(▲0.9)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	11.8 < 4.0 >	13.5 < 4.9 >	(+1.8)	6.7 < 5.0 >	(▲6.8)	12.0 < 4.5 >	6.6 < 5.2 >	(▲5.4)	1.3 < 2.2 >	(▲5.3)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	0.6 < 0.9 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.6)	1.9 < 2.7 >	(+1.9)	0.0 < 0.0 >	0.4 < 1.3 >	(+0.4)	0.6 < 1.5 >	(+0.2)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	1.3 < 1.4 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.3)	10.3 < 6.1 >	(+10.3)	3.1 < 2.4 >	2.1 < 3.0 >	(▲1.0)	1.0 < 1.9 >	(▲1.1)
Q7 炊飯器を保有していない	1.5 < 1.5 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.5)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.4 < 0.9 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.4)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q8 電気掃除機を保有していない	2.8 < 2.0 >	3.2 < 2.5 >	(+0.4)	4.8 < 4.3 >	(+1.6)	4.7 < 3.0 >	0.4 < 1.3 >	(▲4.4)	0.0 < 0.0 >	(▲0.4)
Q9 電話（固定電話）を保有していない	21.8 < 5.1 >	18.3 < 5.6 >	(▲3.5)		(-)	13.4 < 4.8 >	2.9 < 3.5 >	(▲10.6)		(-)
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）を保有していない	0.6 < 0.9 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.6)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席（回答）ほとんど・まったく出席しない（金銭的に余裕がないから）	19.4 < 4.9 >	18.2 < 5.5 >	(▲1.3)	17.9 < 7.6 >	(▲0.3)	2.3 < 2.1 >	2.1 < 3.0 >	(▲0.2)	0.0 < 0.0 >	(▲2.1)
Q12 急な出費に対応できない	80.3 < 4.9 >	74.8 < 6.2 >	(▲5.5)	71.9 < 9.0 >	(▲2.9)	57.8 < 6.9 >	41.3 < 10.4 >	(▲16.5)	29.3 < 8.8 >	(▲12.0)
Q13 生命保険等に（死亡・障害・病気など）加入していない	54.3 < 6.1 >	45.8 < 7.2 >	(▲8.5)	32.1 < 9.3 >	(▲13.6)	19.9 < 5.6 >	17.6 < 8.0 >	(▲2.3)	10.4 < 5.9 >	(▲7.2)

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況④

(単位：%、%pt)

母子3人世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=38	n=38		n=21		n=73	n=55		n=42	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)－(B)	該当割合 (D)	(D)－(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)－(B)	該当割合 (D)	(D)－(C)
Q1 食事の頻度（1日2回以上していない）	1.4 < 2.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.4)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	1.4 < 2.3 >	1.4 < 3.7 >	(+0.0)	0.5 < 1.6 >	(▲0.9)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 （毎日摂っていない）	1.4 < 2.3 >	1.9 < 3.4 >	(+0.5)	0.0 < 0.0 >	(▲1.9)	0.0 < 0.0 >	1.4 < 3.7 >	(+1.4)	0.0 < 0.0 >	(▲1.4)
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上食べていない）	10.4 < 6.0 >	2.1 < 3.5 >	(▲8.3)	4.9 < 6.2 >	(+2.8)	4.0 < 3.8 >	1.4 < 3.7 >	(▲2.6)	0.0 < 0.0 >	(▲1.4)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	8.7 < 5.5 >	1.0 < 2.4 >	(▲7.7)	7.0 < 7.3 >	(+6.0)	10.5 < 6.0 >	7.1 < 8.1 >	(▲3.5)	0.5 < 1.6 >	(▲6.5)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	0.0 < 0.0 >	10.6 < 7.5 >	(+10.6)	2.1 < 4.1 >	(▲8.5)	2.1 < 2.8 >	1.0 < 3.2 >	(▲1.1)	9.9 < 6.5 >	(+8.9)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	0.0 < 0.0 >	10.6 < 7.5 >	(+10.6)	5.8 < 6.7 >	(▲4.8)	2.5 < 3.0 >	1.0 < 3.2 >	(▲1.5)	0.0 < 0.0 >	(▲1.0)
Q7 炊飯器を保有していない	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.3 < 1.1 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.3)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q8 電気掃除機を保有していない	0.0 < 0.0 >	6.1 < 5.9 >	(+6.1)	0.0 < 0.0 >	(▲6.1)	1.8 < 2.6 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.8)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q9 電話（固定電話）を保有していない	2.9 < 3.3 >	8.2 < 6.7 >	(+5.3)		(-)	15.2 < 7.0 >	3.1 < 5.5 >	(▲12.1)		(-)
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）を保有していない	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.7 < 1.7 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.7)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	12.0 < 6.4 >	16.7 < 9.1 >	(+4.7)	30.9 < 13.3 >	(+14.3)	3.0 < 3.3 >	0.3 < 1.8 >	(▲2.7)	0.0 < 0.0 >	(▲0.3)
Q12 急な出費に対応できない	70.2 < 9.0 >	73.1 < 10.9 >	(+2.9)	83.1 < 10.8 >	(+10.0)	71.5 < 8.8 >	33.2 < 15.0 >	(▲38.3)	30.0 < 9.9 >	(▲3.3)
Q13 生命保険等に（死亡・障害・病気など）加入していない	30.7 < 9.0 >	48.3 < 12.2 >	(+17.7)	48.4 < 14.4 >	(+0.1)	34.9 < 9.3 >	6.7 < 8.0 >	(▲28.2)	5.9 < 5.1 >	(▲0.8)

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況⑤

(単位：％、%pt)

その他(※)の単身世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=246	n=189		n=219		n=1,800	n=1,757		n=1,670	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度(1日2回以上していない)	3.0 < 1.1 >	7.6 < 2.1 >	(+4.6)	3.0 < 1.5 >	(▲4.6)	1.7 < 0.4 >	1.0 < 0.3 >	(▲0.8)	1.6 < 0.4 >	(+0.7)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日摂っていない)	4.7 < 1.4 >	7.4 < 2.0 >	(+2.7)	3.9 < 1.7 >	(▲3.5)	3.4 < 0.5 >	2.7 < 0.5 >	(▲0.7)	2.7 < 0.5 >	(▲0.0)
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上食べていない)	6.1 < 1.6 >	10.1 < 2.4 >	(+4.0)	6.5 < 2.2 >	(▲3.5)	3.2 < 0.5 >	3.7 < 0.6 >	(+0.5)	2.9 < 0.5 >	(▲0.8)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	10.9 < 2.1 >	19.4 < 3.1 >	(+8.4)	3.7 < 1.7 >	(▲15.6)	12.8 < 1.0 >	10.2 < 0.9 >	(▲2.6)	2.3 < 0.4 >	(▲8.0)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	0.7 < 0.6 >	0.3 < 0.4 >	(▲0.4)	4.6 < 1.9 >	(+4.3)	2.3 < 0.4 >	2.0 < 0.4 >	(▲0.2)	2.6 < 0.5 >	(+0.6)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	4.6 < 1.4 >	2.1 < 1.1 >	(▲2.5)	5.8 < 2.1 >	(+3.7)	4.4 < 0.6 >	3.3 < 0.5 >	(▲1.2)	3.4 < 0.5 >	(+0.1)
Q7 炊飯器を保有していない	1.4 < 0.8 >	0.6 < 0.6 >	(▲0.8)	3.8 < 1.7 >	(+3.2)	0.6 < 0.2 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.0)	0.7 < 0.2 >	(+0.1)
Q8 電気掃除機を保有していない	2.8 < 1.1 >	7.9 < 2.1 >	(+5.1)	9.2 < 2.6 >	(+1.3)	2.4 < 0.4 >	1.1 < 0.3 >	(▲1.2)	1.3 < 0.3 >	(+0.2)
Q9 電話(固定電話)を保有していない	9.6 < 2.0 >	7.2 < 2.0 >	(▲2.4)		(-)	2.8 < 0.5 >	1.3 < 0.3 >	(▲1.5)		(-)
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)を保有していない	1.7 < 0.9 >	2.6 < 1.2 >	(+0.9)	2.0 < 1.2 >	(▲0.6)	0.9 < 0.3 >	0.4 < 0.2 >	(▲0.5)	0.2 < 0.1 >	(▲0.2)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席(回答)ほとんど・まったく出席しない(金銭的に余裕がないから)	19.2 < 2.6 >	19.0 < 3.1 >	(▲0.1)	18.7 < 3.5 >	(▲0.3)	3.3 < 0.5 >	1.8 < 0.4 >	(▲1.4)	2.4 < 0.5 >	(+0.6)
Q12 急な出費に対応できない	78.9 < 2.7 >	72.2 < 3.5 >	(▲6.7)	66.1 < 4.2 >	(▲6.1)	36.0 < 1.4 >	26.2 < 1.3 >	(▲9.8)	25.9 < 1.3 >	(▲0.3)
Q13 生命保険等に(死亡・障害・病気など)加入していない	42.1 < 3.3 >	35.2 < 3.7 >	(▲6.9)	34.5 < 4.2 >	(▲0.7)	14.9 < 1.0 >	11.2 < 0.9 >	(▲3.7)	10.8 < 0.9 >	(▲0.4)

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況⑥

(単位：%、%pt)

その他(※)の2人世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=167	n=175		n=157		n=3,467	n=3,207		n=2,691	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度(1日2回以上していない)	2.2 < 1.2 >	5.2 < 2.1 >	(+3.1)	0.7 < 1.0 >	(▲4.6)	0.5 < 0.2 >	0.5 < 0.1 >	(▲0.1)	0.4 < 0.2 >	(▲0.0)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日摂っていない)	7.3 < 2.1 >	2.6 < 1.5 >	(▲4.6)	3.4 < 2.2 >	(+0.7)	1.2 < 0.2 >	0.9 < 0.2 >	(▲0.3)	1.3 < 0.3 >	(+0.3)
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上食べていない)	5.3 < 1.8 >	3.3 < 1.7 >	(▲2.1)	1.3 < 1.4 >	(▲1.9)	1.1 < 0.2 >	0.9 < 0.2 >	(▲0.2)	1.1 < 0.3 >	(+0.1)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	13.1 < 2.8 >	18.0 < 3.6 >	(+4.8)	9.3 < 3.6 >	(▲8.7)	6.8 < 0.5 >	6.7 < 0.5 >	(▲0.2)	2.0 < 0.4 >	(▲4.7)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	0.5 < 0.6 >	0.3 < 0.5 >	(▲0.2)	2.5 < 1.9 >	(+2.2)	1.4 < 0.2 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.8)	2.2 < 0.4 >	(+1.6)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	3.8 < 1.6 >	1.5 < 1.2 >	(▲2.3)	7.9 < 3.3 >	(+6.3)	2.9 < 0.4 >	1.6 < 0.3 >	(▲1.3)	2.8 < 0.4 >	(+1.2)
Q7 炊飯器を保有していない	1.3 < 0.9 >	0.5 < 0.7 >	(▲0.8)	3.3 < 2.2 >	(+2.8)	0.1 < 0.1 >	0.1 < 0.1 >	(+0.0)	0.1 < 0.1 >	(+0.0)
Q8 電気掃除機を保有していない	3.9 < 1.6 >	6.4 < 2.3 >	(+2.5)	1.0 < 1.2 >	(▲5.4)	0.2 < 0.1 >	0.2 < 0.1 >	(▲0.1)	0.4 < 0.2 >	(+0.3)
Q9 電話(固定電話)を保有していない	5.9 < 1.9 >	8.4 < 2.6 >	(+2.5)		(-)	0.9 < 0.2 >	0.7 < 0.2 >	(▲0.2)		(-)
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)を保有していない	3.4 < 1.5 >	7.9 < 2.6 >	(+4.6)	3.9 < 2.4 >	(▲4.0)	0.5 < 0.1 >	0.4 < 0.1 >	(▲0.1)	0.1 < 0.1 >	(▲0.2)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席(回答)ほとんど・まったく出席しない(金銭的に余裕がないから)	23.4 < 3.5 >	21.7 < 3.9 >	(▲1.7)	12.6 < 4.1 >	(▲9.1)	1.1 < 0.2 >	0.9 < 0.2 >	(▲0.2)	1.3 < 0.3 >	(+0.4)
Q12 急な出費に対応できない	84.6 < 3.0 >	76.6 < 4.0 >	(▲7.9)	63.4 < 5.9 >	(▲13.3)	22.1 < 0.9 >	17.5 < 0.8 >	(▲4.6)	15.6 < 0.9 >	(▲1.8)
Q13 生命保険等に(死亡・障害・病気など)加入していない	43.4 < 4.1 >	38.3 < 4.6 >	(▲5.2)	24.7 < 5.3 >	(▲13.5)	6.4 < 0.5 >	5.6 < 0.5 >	(▲0.8)	5.5 < 0.6 >	(▲0.1)

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

(参考) 生活保護受給世帯と一般世帯における社会的必需項目の不足状況⑦

(単位：％、%pt)

その他(※)の3人世帯	生活保護受給世帯					一般世帯				
	平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月		平成28年7月	令和元年7月		令和4年7月	
	n=35	n=23		n=31		n=3,914	n=3,526		n=2,833	
	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)	該当割合 (B)	該当割合 (C)	(C)-(B)	該当割合 (D)	(D)-(C)
Q1 食事の頻度(1日2回以上していない)	1.6 < 2.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.6)	2.2 < 3.6 >	(+2.2)	0.3 < 0.1 >	0.5 < 0.1 >	(+0.2)	0.4 < 0.1 >	(▲0.1)
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日摂っていない)	0.0 < 0.0 >	2.2 < 4.2 >	(+2.2)	1.9 < 3.3 >	(▲0.3)	0.4 < 0.1 >	0.5 < 0.1 >	(+0.1)	0.5 < 0.2 >	(+0.0)
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上食べていない)	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	4.4 < 5.0 >	(+4.4)	0.7 < 0.2 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.1)	0.7 < 0.2 >	(+0.1)
Q4 下着が買えないことが何度もあった	7.7 < 4.8 >	6.3 < 7.0 >	(▲1.3)	4.1 < 4.8 >	(▲2.2)	5.4 < 0.5 >	6.8 < 0.5 >	(+1.4)	1.2 < 0.3 >	(▲5.5)
Q5 必要があっても医者にかからなかったことがある	1.6 < 2.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.6)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.8 < 0.2 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.3)	1.5 < 0.3 >	(+1.0)
Q6 必要があっても歯医者にかからなかったことがある	3.8 < 3.4 >	0.0 < 0.0 >	(▲3.8)	5.4 < 5.5 >	(+5.4)	2.3 < 0.3 >	1.3 < 0.2 >	(▲1.1)	2.0 < 0.4 >	(+0.8)
Q7 炊飯器を保有していない	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.0)	0.1 < 0.1 >	(+0.1)
Q8 電気掃除機を保有していない	4.9 < 3.9 >	4.3 < 5.8 >	(▲0.6)	0.0 < 0.0 >	(▲4.3)	0.1 < 0.1 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.0)	0.1 < 0.1 >	(+0.1)
Q9 電話(固定電話)を保有していない	13.9 < 6.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲13.9)		(-)	1.2 < 0.2 >	0.5 < 0.1 >	(▲0.7)		(-)
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)を保有していない	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0)	4.5 < 5.0 >	(+4.5)	0.5 < 0.1 >	0.4 < 0.1 >	(▲0.1)	0.2 < 0.1 >	(▲0.2)
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席(回答)ほとんど・まったく出席しない(金銭的に余裕がないから)	22.6 < 7.5 >	6.6 < 7.1 >	(▲16.0)	13.3 < 8.2 >	(+6.7)	0.9 < 0.2 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.3)	0.8 < 0.2 >	(+0.2)
Q12 急な出費に対応できない	82.0 < 6.9 >	64.4 < 13.7 >	(▲17.6)	80.4 < 9.6 >	(+16.0)	23.0 < 0.9 >	17.3 < 0.8 >	(▲5.8)	14.2 < 0.9 >	(▲3.1)
Q13 生命保険等に(死亡・障害・病気など)加入していない	45.0 < 8.9 >	33.3 < 13.5 >	(▲11.6)	42.5 < 11.9 >	(+9.2)	5.3 < 0.5 >	4.3 < 0.4 >	(▲1.0)	3.6 < 0.5 >	(▲0.8)

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による特別集計。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 生活保護受給世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和4年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ Q9固定電話の保有の有無は令和4年7月では調査していない。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差

令和4年検証における「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」

「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」

- 令和4年検証において、「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」を行ったが、予算制約を外した各調査研究の試算結果をどのように取り扱うかは慎重に検討する必要があるという意見等があり、生活扶助基準の検証に活用し得るという結論は得られなかった。

社会保障審議会生活保護基準部会 報告書（抄） [生活保護基準部会（令和4年12月9日）]

Ⅲ-5 新たな検証手法に関する検討

(1) 検討事項

- 一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことについては、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高いひとつの妥当な手法であるが、平成29年の生活保護基準部会報告書において「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある」という指摘がなされていたことから、今回、消費実態との比較によらない検証手法についての検討も行うこととした。
- 具体的には、「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」（以下「調査研究」という。）について、調査研究結果が、必ずしも基準額の設定の直接的な根拠となり得るものではないことに留意しつつも、消費実態に基づく検証結果との関係において、補完的な参考資料として、どのように参照することが可能かの検討を行った（P23～28参照）。
- また、消費実態だけでなく生活の質も踏まえた検証を行う観点から、基準検討会における論点整理も踏まえ、生活保護世帯における生活の質の面からみた生活実態・意識の分析を行った。

(2) 各調査研究における試算結果の参照方法の検討

② 試算結果の評価

- 予算制約の影響を受ける一般低所得世帯の消費実態との比較では、必要な最低生活費が算定できない懸念があるため、こうした研究は意義があるとの意見があった一方で、実際の一般市民の生活はそれぞれの予算制約の中で営まれており、予算制約を外した各調査研究の試算結果をどのように取り扱うかは慎重に検討する必要があるという意見があった。
また、各調査研究の試算結果は、いずれも一般市民が最低生活費について判断した結果をまとめたものとなるが、一般世帯の平均的な消費支出額以上の水準となる試算結果も見られることから、一般市民が考える「最低限の生活」が、平均的な人並みの生活を思い描くものとなっていないか留意する必要があるとの指摘があった。
- 最低生活費を考えるに当たっては、費目によっては、必要な単位で積み上げるべきものもあるという意見があった一方、生活扶助本体は、生活の費用全体を扶助し、支出する費目の選択の自由を認めているので、費目別に水準を見る前提で検証を行うのは望ましくないのではないかという意見があった。

(参考) 「MIS手法」及び「主観的最低生活費」の概要

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3(抜粋)

第5回生活保護基準の新たな検証手法の
開発等に関する検討会(令和2年10月23日)
資料1(一部改変)

各検証手法の概要

	MIS手法	主観的最低生活費
算出方法	属性が近い一般市民が、最低生活に必要なもの(細かな品目)を複数回議論して選定し、それを積み上げて最低生活費を算出する方法。	一般市民を対象に、2つの質問(①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か)により食費等の費目ごとに最低限必要な額に関するアンケート調査を行い、その調査結果を基に主観的な最低生活費を算出する方法。
個人の価値判断の影響	どの品目を採用するか、少人数の議論(8人程度×4回)により判断していくため、その参加者の価値判断の影響を受ける可能性がある。	約2万人のインターネット調査による結果を用いることから、特定の者の価値判断の影響を受けにくい。
予算制約	なし (ただし、最終段階で合計額を見た上での調整が入る余地有り)	なし (ただし、回答者は自身の生活水準を前提とした回答となる可能性がある)
判断者	一般市民	一般市民
その他	地域の選び方、参加者の選び方によって結果が異なる可能性がある。	調査事項が主観的なものであるため、回答者の属性や調査票の設計によって結果が異なる可能性がある。

(参考) 「MIS手法による最低生活費の試算」における費目別の試算結果①

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3(抜粋)

①単身世帯(32歳) ※全国家計構造調査・社会保障生計調査は65歳未満

単位：千円

	MIS手法による最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	足立区32歳 単身男性 ①	足立区32歳 単身女性 ②	単身世帯(第1・十分位) <65歳未満> ※全級地平均 (157)			単身世帯(全平均) <65歳未満> ※全級地平均 (2397)			単身世帯 <65歳未満> ※全級地平均 (205)		
サンプル数(世帯数)			①との差	②との差	①との差	②との差	①との差	②との差	①との差	②との差	
消費支出 計	220	247	▲ 89	▲ 116	▲ 43	▲ 70	▲ 114	▲ 141			
食料	43	39	▲ 17	▲ 12	▲ 5	▲ 1	▲ 14	▲ 10			
住居	63	101	▲ 15	▲ 53	▲ 9	▲ 47	▲ 31	▲ 69			
光熱・水道	9	6	▲ 0	3	▲ 1	3	0	3			
家具・家事用品	4	5	▲ 2	▲ 3	▲ 0	▲ 1	0	▲ 1			
被服及び履物	11	22	▲ 8	▲ 19	▲ 4	▲ 16	▲ 8	▲ 19			
保健医療	2	3	4	2	4	3	2	1			
交通・通信	7	7	10	10	16	16	5	5			
教育	0	0	0	0	0	0	0	0			
教養娯楽	33	19	▲ 21	▲ 8	▲ 14	▲ 1	▲ 27	▲ 14			
その他の消費支出	47	44	▲ 38	▲ 35	▲ 28	▲ 26	▲ 40	▲ 37			
(再掲)住居・教育除く	156	146	▲ 74	▲ 63	▲ 33	▲ 23	▲ 83	▲ 72			

※ MIS手法による最低生活費の推計は、「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
 ※ 全国家計構造調査(2019)は、単身世帯年収階級第1・十分位の世帯のうち、65歳未満の民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(足立区=1級地-1)
 ※ 社会保障生計調査(2019)は、65歳未満の生活保護を受給している単身世帯の全級地平均によるもの。

(参考) 「MIS手法による最低生活費の試算」における費目別の試算結果②

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3(抜粋)

②単身世帯(71歳) ※全国家計構造調査・社会保障生計調査は65歳以上

単位：千円

	MIS手法による最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	町田市71歳 単身男性 ①	町田市71歳 単身女性 ②	単身世帯(第1・十分位) <65歳以上> ※全級地平均			単身世帯(全平均) <65歳以上> ※全級地平均			単身世帯 <65歳以上> ※全級地平均		
サンプル数(世帯数)			(87)	①との差	②との差	(375)	①との差	②との差	(242)	①との差	②との差
消費支出 計	162	170	109	▲ 53	▲ 61	164	2	▲ 6	95	▲ 67	▲ 75
食料	41	45	26	▲ 15	▲ 18	37	▲ 4	▲ 7	29	▲ 12	▲ 16
住居	57	65	38	▲ 20	▲ 27	47	▲ 10	▲ 18	30	▲ 27	▲ 35
光熱・水道	9	11	10	1	▲ 1	11	2	▲ 0	10	1	▲ 1
家具・家事用品	4	6	2	▲ 2	▲ 3	7	3	1	4	0	▲ 1
被服及び履物	5	7	2	▲ 3	▲ 4	4	▲ 1	▲ 3	2	▲ 3	▲ 5
保健医療	7	7	6	▲ 1	▲ 2	6	▲ 1	▲ 1	3	▲ 4	▲ 4
交通・通信	9	7	7	▲ 2	▲ 0	15	6	8	6	▲ 4	▲ 2
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	14	8	6	▲ 9	▲ 2	16	2	9	4	▲ 11	▲ 4
その他の消費支出	15	14	12	▲ 3	▲ 2	21	6	6	6	▲ 8	▲ 8
(再掲)住居・教育除く	105	105	71	▲ 33	▲ 34	117	12	12	65	▲ 40	▲ 40

※ MIS手法による最低生活費の推計は、「MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
 ※ 全国家計構造調査(2019)は、単身世帯年収階級第1・十分位の世帯のうち、65歳以上の民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(町田市=1級地-1)
 ※ 社会保障生計調査(2019)は、65歳以上の生活保護を受給している単身世帯の全級地平均によるもの。

(参考) 「主観的最低生活費の試算」における費目別の試算結果①

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3(抜粋)

① 夫婦子1人世帯(世帯主:30~39歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

	主観的最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	夫婦子1人 30~39歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 30~39歳 (T調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人(第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人(全平均) <30~59歳> ※全級地平均			その他3人世帯 ※全級地平均		
	① (54)	② (58)	(70)	①との差	②との差	(462)	①との差	②との差	(24)	①との差	②との差
サンプル数(世帯数)											
消費支出 計	288	333	226	▲ 62	▲ 107	313	25	▲ 20	189	▲ 99	▲ 144
食料	55	63	55	0	▲ 8	70	15	7	57	2	▲ 6
住居	83	89	53	▲ 30	▲ 36	72	▲ 11	▲ 17	33	▲ 50	▲ 56
光熱・水道	20	15	17	▲ 3	2	18	▲ 2	3	22	2	7
家具・家事用品	13	14	6	▲ 7	▲ 8	9	▲ 4	▲ 5	10	▲ 3	▲ 4
被服及び履物	3	6	7	4	1	13	10	7	10	7	4
保健医療	11	11	10	▲ 1	▲ 1	11	0	0	9	▲ 2	▲ 2
交通・通信	32	33	32	0	▲ 1	46	14	13	21	▲ 11	▲ 12
教育	12	22	4	▲ 8	▲ 18	13	1	▲ 9	6	▲ 6	▲ 16
教養娯楽	14	20	14	0	▲ 6	22	8	2	7	▲ 7	▲ 13
その他の消費支出	45	60	28	▲ 17	▲ 32	40	▲ 5	▲ 20	15	▲ 30	▲ 45
(再掲)住居・教育除く	193	222	169	▲ 24	▲ 53	228	35	6	151	▲ 42	▲ 71

- ※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
- ※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)
- ※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。
- ※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

(参考) 「主観的最低生活費の試算」における費目別の試算結果②

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3(抜粋)

②夫婦子1人世帯(世帯主:40~49歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

サンプル数(世帯数)	主観的最低生活費の試算		全国家計構造調査(2019)						社会保障生計調査(2019)		
	夫婦子1人 40~49歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 40~49歳 (T調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人(第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人(全平均) <30~59歳> ※全級地平均			その他3人世帯 ※全級地平均		
	① (54)	② (52)	(70)	①との差	②との差	(462)	①との差	②との差	(24)	①との差	②との差
消費支出 計	315	370	226	▲ 89	▲ 144	313	▲ 2	▲ 57	189	▲ 126	▲ 181
食料	56	68	55	▲ 1	▲ 13	70	14	2	57	1	▲ 11
住居	90	92	53	▲ 37	▲ 39	72	▲ 18	▲ 20	33	▲ 57	▲ 59
光熱・水道	17	24	17	0	▲ 7	18	1	▲ 6	22	5	▲ 2
家具・家事用品	13	16	6	▲ 7	▲ 10	9	▲ 4	▲ 7	10	▲ 3	▲ 6
被服及び履物	3	6	7	4	1	13	10	7	10	7	4
保健医療	10	13	10	0	▲ 3	11	1	▲ 2	9	▲ 1	▲ 4
交通・通信	36	38	32	▲ 4	▲ 6	46	10	8	21	▲ 15	▲ 17
教育	23	20	4	▲ 19	▲ 16	13	▲ 10	▲ 7	6	▲ 17	▲ 14
教養娯楽	17	27	14	▲ 3	▲ 13	22	5	▲ 5	7	▲ 10	▲ 20
その他の消費支出	51	67	28	▲ 23	▲ 39	40	▲ 11	▲ 27	15	▲ 36	▲ 52
(再掲)住居・教育除く	202	258	169	▲ 33	▲ 89	228	26	▲ 30	151	▲ 51	▲ 107

- ※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
- ※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)
- ※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。
- ※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

(参考) 「主観的最低生活費の試算」における費目別の試算結果③

第49回社会保障審議会生活保護基準部会
令和4年11月2日 資料3 (抜粋)

③夫婦子1人世帯(世帯主:50~59歳) ※全国家計構造調査は30~59歳、社会保障生計調査はその他3人世帯(全平均)

単位：千円

サンプル数 (世帯数)	主観的最低生活費の試算		全国家計構造調査 (2019)						社会保障生計調査 (2019)		
	夫婦子1人 50~59歳 (K調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 50~59歳 (T調査・平均値) ※1級地-1	夫婦子1人 (第1・十分位) <30~59歳> ※全級地平均			夫婦子1人 (全平均) <30~59歳> ※全級地平均			その他3人世帯 ※全級地平均		
	① (57)	② (52)	(70)	①との差	②との差	(462)	①との差	②との差	(24)	①との差	②との差
消費支出 計	354	426	226	▲ 128	▲ 200	313	▲ 41	▲ 113	189	▲ 165	▲ 237
食料	70	85	55	▲ 15	▲ 30	70	0	▲ 15	57	▲ 13	▲ 28
住居	78	96	53	▲ 25	▲ 43	72	▲ 6	▲ 24	33	▲ 45	▲ 63
光熱・水道	25	23	17	▲ 8	▲ 6	18	▲ 7	▲ 5	22	▲ 3	▲ 1
家具・家事用品	11	16	6	▲ 5	▲ 10	9	▲ 2	▲ 7	10	▲ 1	▲ 6
被服及び履物	5	6	7	2	1	13	8	7	10	5	4
保健医療	10	12	10	0	▲ 2	11	1	▲ 1	9	▲ 1	▲ 3
交通・通信	41	49	32	▲ 9	▲ 17	46	5	▲ 3	21	▲ 20	▲ 28
教育	25	43	4	▲ 21	▲ 39	13	▲ 12	▲ 30	6	▲ 19	▲ 37
教養娯楽	19	27	14	▲ 5	▲ 13	22	3	▲ 5	7	▲ 12	▲ 20
その他の消費支出	71	69	28	▲ 43	▲ 41	40	▲ 31	▲ 29	15	▲ 56	▲ 54
(再掲) 住居・教育除く	251	287	169	▲ 82	▲ 118	228	▲ 23	▲ 59	151	▲ 100	▲ 136

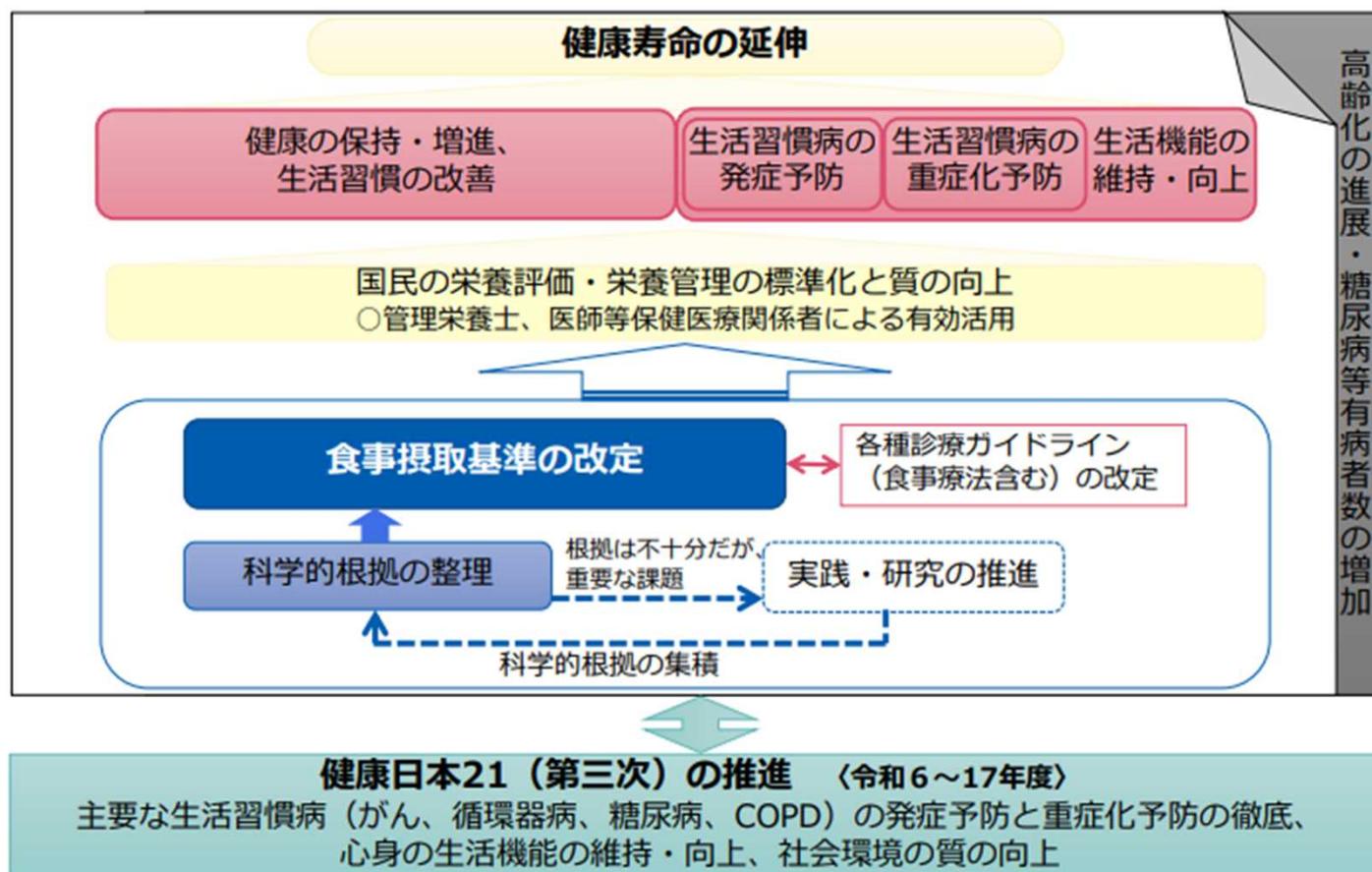
- ※ 主観的最低生活費の試算は、「主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業(2019年)」において費目別に掲載されているもの。
- ※ 全国家計構造調査(2019)は、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯のうち、民間借家・貸間世帯の全級地平均によるもの。(主観的最低生活費は1級地-1)
- ※ 全国家計構造調査の夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である世帯のもの。
- ※ 社会保障生計調査(2019)は、その他3人世帯の全級地平均によるもの。その他3人世帯は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。

日本人の食事摂取基準を活用した検討



日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要①

- 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとして、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防を目的として、食事によるエネルギー及び各栄養素の摂取量について示されているもの。
- 食事摂取基準は5年毎に改定されており、2025年版は、2025年から2029年まで使用される。



日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要②

○ 食事摂取基準において、エネルギー摂取の過不足の回避を目的とする指標、栄養素に関する5つの指標が設定されている。

- エネルギーの指標：エネルギー摂取の過不足の回避を目的とする指標を設定する。
- 栄養素の指標：3つの目的からなる5つの指標で構成する。具体的には、摂取不足の回避を目的とする3種類の指標、過剰摂取による健康障害の回避を目的とする指標及び生活習慣病の発症予防を目的とする指標から構成する。なお、生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防を目的として摂取量の基準を設定できる栄養素については、発症予防を目的とした量（目標量）とは区別して示す。

<目的>	<指標>
摂取不足の回避	推定平均必要量、推奨量 *これらを推定できない場合の代替指標：目安量
過剰摂取による健康障害の回避	耐受上限量
生活習慣病の発症予防	目標量

※十分な科学的根拠がある栄養素については、上記の指標に加えて生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防を目的とした量を設定

日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要③

- 食事摂取基準において策定される指標の概要は、以下のとおり。

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」
策定検討会報告書 p.1～51

策定の基本的事項

1 指標の概要

下線は2020年版からの変更点

- エネルギーの指標：
 - エネルギーの摂取量及び消費量のバランス（エネルギー収支バランス）の維持を示す指標としてBMIを用い、成人における観察疫学研究において報告された総死亡率が最も低かったBMIの範囲、日本人のBMIの実態などを総合的に検証し、目標とするBMIの範囲を提示。
 - エネルギー必要量については、無視できない個人間差が要因として多数存在するため、性・年齢階級・身体活動レベル別に単一の値として示すのは困難であるが、エネルギー必要量の基本的事項や測定方法、推定方法を記述すると共に、併せて推定エネルギー必要量を参考表として提示。
- 栄養素の指標：次の5つの指標で構成。
 - ① 推定平均必要量（estimated average requirement：EAR）
 - ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団（例えば、30～49歳の男性）における必要量の平均値の推定値を示すもの。
 - 推定平均必要量は、摂取不足の回避が目的だが、ここでいう「不足」とは、必ずしも単独の栄養素の摂取量が不十分であることによる欠乏症が生じることだけを意味するものではなく、その定義は栄養素によって異なる。
 - 最近では栄養素摂取量や生体内での当該栄養素の機能などを示す生体指標が複数使用可能となっており、それに基づいた推定平均必要量の見直しも実施した。
 - ② 推奨量（recommended dietary allowance：RDA）
 - ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属するほとんどの人（97～98%）が充足している量。

日本人の食事摂取基準（2025年版）の概要④

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」
策定検討会報告書 p.1～51

策定の基本的事項

1 指標の概要

- ③ 目安量（adequate intake : AI）
 - ・ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。
- ④ 耐容上限量（tolerable upper intake level : UL）
 - ・ 健康障害をもたらすリスクがないとみなされる習慣的な摂取量の上限。
- ⑤ 目標量（tentative dietary goal for preventing life-style related diseases : DG）
 - ・ 生活習慣病の発症予防を目的として、特定の集団において、その疾患のリスクや、その代理指標となる生体指標の値が低くなると考えられる栄養状態が達成できる量として算定し、現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量として「目標量」を設定。
 - ・ 目標量の算定方法の基本原則に該当しない場合でも、栄養政策上、目標とすべき摂取量の設定の重要性を認める場合は基準を策定。
 - ① 望ましいと考えられる摂取量よりも現在の日本人の摂取量が少ない場合、範囲の下の値のみを算定（例：食物繊維、カリウム）
 - ② 望ましいと考えられる摂取量よりも現在の日本人の摂取量が多い場合、範囲の上の値のみを算定（例：飽和脂肪酸、ナトリウム（食塩相当量））
 - ③ 生活習慣病の発症予防を目的とした複合的な指標については、構成比率を算定する。（例：エネルギー産生栄養素バランス〔たんぱく質、脂質、炭水化物（アルコールを含む）が、総エネルギー摂取量に占めるべき割合〕）
 - ・ 生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防を目的とした量を設定できる場合は、発症予防を目的とした量（目標量）とは区別して提示。

「日本人の食事摂取基準」における推定エネルギー必要量の内容

- エネルギー必要量は、「ある身長・体重と体組成の個人が、長期間に良好な健康状態を維持する身体活動レベルのとき、エネルギー消費量との均衡が取れるエネルギー摂取量」として設定されている。
- 推定エネルギー必要量は、性・年齢別、身体活動レベル別に設定されている。

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」
策定検討会報告書 p.52～85

参考表2 推定エネルギー必要量 (kcal/日)

性別 身体活動レベル ¹	男性			女性		
	低い	ふつう	高い	低い	ふつう	高い
0～5 (月)	—	550	—	—	500	—
6～8 (月)	—	650	—	—	600	—
9～11 (月)	—	700	—	—	650	—
1～2 (歳)	—	950	—	—	900	—
3～5 (歳)	—	1,300	—	—	1,250	—
6～7 (歳)	1,350	1,550	1,750	1,250	1,450	1,650
8～9 (歳)	1,600	1,850	2,100	1,500	1,700	1,900
10～11 (歳)	1,950	2,250	2,500	1,850	2,100	2,350
12～14 (歳)	2,300	2,600	2,900	2,150	2,400	2,700
15～17 (歳)	2,500	2,850	3,150	2,050	2,300	2,550
18～29 (歳)	2,250	2,600	3,000	1,700	1,950	2,250
30～49 (歳)	2,350	2,750	3,150	1,750	2,050	2,350
50～64 (歳)	2,250	2,650	3,000	1,700	1,950	2,250
65～74 (歳)	2,100	2,350	2,650	1,650	1,850	2,050
75以上 (歳) ²	1,850	2,250	—	1,450	1,750	—
妊婦(付加量) ³						
初期				+50		
中期				+250		
後期				+450		
授乳婦(付加量)				+350		

¹ 身体活動レベルは、「低い」、「ふつう」、「高い」の3つのカテゴリーとした。

² 「ふつう」は自立している者、「低い」は自宅にいてほとんど外出しない者に相当する。「低い」は高齢者施設で自立に近い状態で過ごしている者にも適用できる値である。

³ 妊婦個々の体格や妊娠中の体重増加量及び胎児の発育状況の評価を行うことが必要である。

注1：活用に当たっては、食事評価、体重及びBMIの把握を行い、エネルギーの過不足は体重の変化又はBMIを用いて評価すること。

注2：身体活動レベルが「低い」に該当する場合、少ないエネルギー消費量に見合った少ないエネルギー摂取量を維持することになるため、健康の保持・増進の観点からは、身体活動量を増加させる必要がある。

「日本人の食事摂取基準」における栄養素別に設定される食事摂取基準の内容 (たんぱく質の例)

○ たんぱく質については、性・年齢別に推定平均必要量、推奨量、目安量、目標量が定められている。

たんぱく質の食事摂取基準

「日本人の食事摂取基準（2025年版）」
策定検討会報告書 p.86～103

(推定平均必要量、推奨量、目安量：g/日、目標量：%エネルギー)

性別 年齢等	男性				女性			
	推定平均 必要量	推奨量	目安量	目標量 ¹	推定平均 必要量	推奨量	目安量	目標量 ¹
0～5 (月)	—	—	10	—	—	—	10	—
6～8 (月)	—	—	15	—	—	—	15	—
9～11 (月)	—	—	25	—	—	—	25	—
1～2 (歳)	15	20	—	13～20	15	20	—	13～20
3～5 (歳)	20	25	—	13～20	20	25	—	13～20
6～7 (歳)	25	30	—	13～20	25	30	—	13～20
8～9 (歳)	30	40	—	13～20	30	40	—	13～20
10～11 (歳)	40	45	—	13～20	40	50	—	13～20
12～14 (歳)	50	60	—	13～20	45	55	—	13～20
15～17 (歳)	50	65	—	13～20	45	55	—	13～20
18～29 (歳)	50	65	—	13～20	40	50	—	13～20
30～49 (歳)	50	65	—	13～20	40	50	—	13～20
50～64 (歳)	50	65	—	14～20	40	50	—	14～20
65～74 (歳) ²	50	60	—	15～20	40	50	—	15～20
75以上 (歳) ²	50	60	—	15～20	40	50	—	15～20
妊婦(付加量)	/							
初期					+0	+0	—	—3
中期					+5	+5	—	—3
後期					+20	+25	—	—4
授乳婦(付加量)	/				+15	+20	—	—4

¹ 範囲に関しては、おおむねの値を示したものであり、弾力的に運用すること。

² 65歳以上の高齢者について、フレイル予防を目的とした量を定めることは難しいが、身長・体重が参照体位に比べて小さい者や、特に75歳以上であって加齢に伴い身体活動量が大きく低下した者など、必要エネルギー摂取量が低い者では、下限が推奨量を下回る場合があり得る。この場合でも、下限は推奨量以上とすることが望ましい。

³ 妊婦(初期・中期)の目標量は13～20%エネルギーとした。

⁴ 妊婦(後期)及び授乳婦の目標量は15～20%エネルギーとした。

国民の栄養摂取量の実態を把握することができるデータ

- 毎年実施されている国民健康・栄養調査により、国民の栄養摂取状況等について把握することができる。

国民健康・栄養調査（概要）

○ 調査の目的

本調査は、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施する。

○ 調査の対象及び抽出方法

調査年の国民生活基礎調査において設定された単位区から、層化無作為抽出した300単位区内の世帯(約6,000世帯)及び世帯員(調査年11月1日現在で満1歳以上の者、約18,000人)。

○ 調査事項

- (1) 身体状況調査票(身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査等)
- (2) 栄養摂取状況調査票(食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等))
- (3) 生活習慣調査票(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握)

○ 調査の時期

- (1) 身体状況調査：調査年11月中の1日
- (2) 栄養摂取状況調査：調査年11月中の1日(日曜日及び祝日は除く)
- (3) 生活習慣調査票：栄養摂取状況調査日と同日

国民健康・栄養調査による国民の栄養素等摂取量①

○ 国民健康・栄養調査による年齢階級別の栄養素等摂取量は以下のとおり。

栄養素等摂取量(1歳以上、男女計・年齢階級別、全国補正值)

	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	
調査人数	人	18,457	690	1,295	756	1,032	1,405	2,192	2,534	2,947	3,618	1,988
エネルギー	kcal	1,859	1,257	1,913	2,089	1,854	1,890	1,863	1,886	1,931	1,893	1,749
たんぱく質	g	70.6	45.2	71.3	77.9	69.5	69.9	69.3	71.9	73.7	74	68.4
うち動物性	g	40.2	26.8	43.7	47.8	40.9	40.6	39.4	40.8	40.5	40.7	38
脂質	g	60.3	41	64.9	70.5	63.4	62.8	61.3	61.3	62.1	59.8	53.3
うち動物性	g	31.9	23.1	37.6	40.1	33.5	33.6	32.3	32.5	31	30.4	28.8
飽和脂肪酸	g	17.84	13.87	22.06	21.56	18.85	18.78	17.96	17.7	17.67	17.02	15.6
一価不飽和脂肪酸	g	22.09	14.31	22.96	26.95	24.01	23.58	22.9	22.83	22.6	21.35	18.93
n-6系脂肪酸	g	10.61	6.49	10.21	11.52	10.94	10.92	10.92	11.02	11.38	10.85	9.29
n-3系脂肪酸	g	2.32	1.28	1.88	2.08	2.04	2.06	2.12	2.34	2.62	2.79	2.46
コレステロール	mg	334	196	311	401	338	329	337	341	343	353	322
炭水化物	g	241.5	172.5	252.2	273.6	239.9	245.6	239.1	239	246.5	247.4	236
食物繊維	g	17.7	11.1	16.9	17.9	16.2	16.6	16.9	17.8	18.8	19.6	18.7
水溶性	g	3.4	2.2	3.3	3.2	3.1	3.1	3.2	3.4	3.7	3.9	3.6
不溶性	g	11	6.7	10.1	10.3	9.7	9.9	10.2	10.9	11.8	12.6	12
ビタミンA	μgRAE *1	506	386	517	489	419	445	492	477	529	578	561
ビタミンD	μg	6.6	3.8	5.2	5.4	5.3	5.3	5.3	6.3	7.4	8.3	8.5
ビタミンE	mg *2	6.5	4.1	5.8	6.5	6.1	6.2	6.3	6.6	7.1	7.3	6.8
ビタミンK	μg	232	126	179	203	207	218	218	237	253	270	258

*1 RAE：レチノール活性当量

*2 α-トコフェロール量(α-トコフェロール以外のビタミンEは含んでいない)

(出所) 令和6年国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査による国民の栄養素等摂取量②（前頁の続き）

ビタミンB1	mg	0.94	0.64	0.98	1.06	0.97	0.96	0.93	0.96	0.97	0.95	0.86
ビタミンB2	mg	1.15	0.79	1.2	1.16	1.05	1.07	1.07	1.13	1.21	1.27	1.19
	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	
ナイアシン当量	mg	30.5	18.2	29	32.1	29.6	30.6	30.3	32.1	32.4	31.9	29
ビタミンB6	mg	1.14	0.76	1.07	1.14	1.07	1.1	1.08	1.15	1.21	1.27	1.2
ビタミンB12	μg	5.7	3.4	5	4.8	4.5	5.3	4.7	5.6	6.4	6.9	7
葉酸	μg	266	150	214	232	224	230	245	269	296	316	304
パントテン酸	mg	5.56	4.03	6.04	5.91	5.29	5.41	5.31	5.56	5.72	5.89	5.5
ビタミンC	mg	81	49	58	65	60	62	67	76	90	109	107
ナトリウム	mg	3,682	1,976	3,282	3,749	3,544	3,678	3,628	3,772	4,001	3,944	3,718
食塩相当量	g*3	9.4	5	8.3	9.5	9	9.3	9.2	9.6	10.2	10	9.4
食塩相当量	/1,000kcal	5.1	4	4.4	4.7	5	5	5.1	5.2	5.4	5.4	5.5
カリウム	mg	2,203	1,478	2,139	2,055	1,922	2,000	2,044	2,191	2,358	2,513	2,378
カルシウム	mg	486	405	612	456	412	420	416	447	510	550	538
マグネシウム	mg	240	146	217	218	211	221	224	246	266	272	253
リン	mg	988	686	1,059	1,035	929	944	934	986	1,037	1,059	992
鉄	mg	7.4	4.1	6.4	7.1	6.7	6.9	7.1	7.5	8.1	8.4	7.8
亜鉛	mg	8.2	5.5	8.8	9.8	8.5	8.5	8.2	8.4	8.3	8.2	7.7
銅	mg	1.08	0.67	1.01	1.11	1.02	1.05	1.04	1.09	1.15	1.18	1.11
脂肪エネルギー比率	%*4	28.9	28.7	30.3	30.4	30.4	29.5	29.4	29	28.6	28	26.9
炭水化物エネルギー比率	%*4, 5	55.8	57.1	54.8	54.5	54.5	55.6	55.5	55.6	56	56.3	57.4
動物性たんぱく質比率	%*4	55	56.8	60	59.8	56.4	55.9	55.2	54.8	53.1	53.3	53.7
穀類エネルギー比率	%*4	39.9	39.5	39.9	44.2	42.7	42.5	41.7	40.4	38.8	37.2	38.1

*3 食塩相当量=ナトリウム量(mg)×2.54/1,000 で算出。

*4 これらの比率は個々人の計算値を平均したものである。

*5 炭水化物エネルギー比率=100-たんぱく質エネルギー比率-脂肪エネルギー比率 で算出。

(出所) 令和6年国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査による国民の栄養素等摂取量③

○ 国民健康・栄養調査による年間収入階級別の栄養素等摂取量・食品分別摂取量は以下のとおり。

世帯の年間収入別、栄養素等摂取量・食品群別摂取量 - 栄養素等摂取量・食品群別摂取量、年齢と世帯員数で調整した多変量解析結果 - 男女計、20歳以上

	200万円未満		200万円以上400万円未満		400万円以上600万円未満		600万円以上		200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	
	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差				
人数(人)	568		1060		761		1369					
穀類	g	426.6	8.2	417.8	6.1	415.5	6.4	398.2	5.1	*	*	*
いも類	g	49.2	3.2	43.2	2.4	43.9	2.5	49.1	2.0			
砂糖・甘味料類	g	5.5	0.4	5.8	0.3	6.0	0.3	6.6	0.3	*		
豆類	g	52.2	3.7	55.3	2.7	55.5	2.9	62.4	2.3	*		
種実類	g	2.2	0.4	2.6	0.3	3.3	0.3	2.5	0.3			
野菜類	g	234.0	8.1	251.3	6.0	257.5	6.4	262.3	5.0	*		
果実類	g	76.5	5.7	88.5	4.2	90.8	4.5	91.5	3.6	*		
きのこ類	g	11.4	1.3	15.0	1.0	14.8	1.1	16.0	0.8	*		
藻類	g	9.2	1.1	9.4	0.8	9.8	0.9	8.2	0.7			
魚介類	g	56.8	3.3	59.6	2.4	57.0	2.6	60.3	2.0			
肉類	g	99.5	3.9	108.2	2.9	109.4	3.1	104.8	2.4			
卵類	g	40.9	2.0	44.9	1.5	45.1	1.6	44.9	1.3			

注1) 栄養摂取状況調査票に回答した者、かつ世帯主又は世帯の代表者が生活習慣調査票の問12と問13に回答した世帯の世帯員(20歳以上)が集計対象。

なお、同一世帯で複数の世帯員が問12又は問13に回答した世帯、及び問13で「わからない」と回答した世帯は集計から除外。

注2) 世帯主又は世帯の代表者が回答した世帯員数と世帯年収を世帯員全員に当てはめた。

注3) 推定値は、年齢階級(20-39歳、40-59歳、60-69歳、70歳以上の4区分)と世帯員数(1人、2人、3人、4人、5人以上世帯の5区分)での調整値。割合に関する項目は直接法、平均値に関する項目は共分散分析を用いて算出。

注4) 世帯年収について、多変量解析(割合に関する項目はロジスティック回帰分析、平均値に関する項目は共分散分析)を用いて600万円以上を基準とした他の3群との群間比較を実施。

※ 比率は個々人の計算値を平均したものである。

※ 炭水化物エネルギー比率 = 100 - たんぱく質エネルギー比率 - 脂肪エネルギー比率 で算出。

注5) *は600万円以上の世帯員と比較して、群間の有意差のあった項目。

国民健康・栄養調査による国民の栄養素等摂取量④（前頁の続き）

	200万円未満		200万円以上400万円未満		400万円以上600万円未満		600万円以上		200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満
	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差	推定値	標準誤差			
人数(人)	568		1060		761		1369				
乳類 g	86.6	6.3	108.3	4.7	109.9	5.0	111.6	4.0	*		
油脂類 g	11.3	0.5	13.3	0.4	12.6	0.4	12.2	0.3		*	
菓子類 g	23.0	2.1	28.8	1.6	22.4	1.7	26.3	1.3			
嗜好飲料類 g	583.8	23.5	623.2	17.4	638.1	18.5	645.7	14.7	*		
調味料・香辛料類 g	63.7	2.3	62.0	1.7	62.5	1.8	65.2	1.5			
エネルギー kcal	1,809.3	27.2	1,923.4	20.2	1,929.2	21.4	1,891.5	17.0	*		
炭水化物エネルギー比率 %	57.2	0.4	56.0	0.3	55.9	0.3	56.0	0.3	*		
たんぱく質エネルギー比率 %	14.8	0.2	14.9	0.1	14.9	0.1	15.3	0.1	*	*	*
脂肪エネルギー比率 %	28.0	0.4	29.1	0.3	29.2	0.3	28.7	0.2			
動物性たんぱく質 g	37.2	1.0	40.4	0.7	40.3	0.8	40.3	0.6	*		
食塩相当量 g	9.5	0.2	9.4	0.1	9.5	0.1	9.5	0.1			
果物100g未満の者の割合 %	66.2	2.7	59.0	1.6	60.0	1.7	63.1	2.5	*		

注1) 栄養摂取状況調査票に回答した者、かつ世帯主又は世帯の代表者が生活習慣調査票の問12と問13に回答した世帯の世帯員(20歳以上)が集計対象。

なお、同一世帯で複数の世帯員が問12又は問13に回答した世帯、及び問13で「わからない」と回答した世帯は集計から除外。

注2) 世帯主又は世帯の代表者が回答した世帯員数と世帯年収を世帯員全員に当てはめた。

注3) 推定値は、年齢階級(20-39歳、40-59歳、60-69歳、70歳以上の4区分)と世帯員数(1人、2人、3人、4人、5人以上世帯の5区分)での調整値。割合に関する項目は直接法、平均値に関する項目は共分散分析を用いて算出。

注4) 世帯年収について、多変量解析(割合に関する項目はロジスティック回帰分析、平均値に関する項目は共分散分析)を用いて600万円以上を基準とした他の3群との群間比較を実施。

※ 比率は個々人の計算値を平均したものである。

※ 炭水化物エネルギー比率=100-たんぱく質エネルギー比率-脂肪エネルギー比率 で算出。

注5) *は600万円以上の世帯員と比較して、群間の有意差のあった項目。

消費実態による検証を補完する方法についての 論点案

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

消費実態による検証を補完する方法についての論点案

【論点案】

- ① **消費実態による検証を補完する方法については、令和4年の本部会報告書も踏まえ、これまでの検証において参照してきた「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」のデータを活用し、生活の質の面から見た生活実態・生活意識の分析の精緻化を図ることが考えられる。分析の精緻化の内容としてどのようなことが考えられるか。**
 - ・ 社会的必需項目（13項目）については、2011年の調査結果により社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したものを）を基に選定されている。社会的必需項目に該当する項目が変化していることも考えられるが、社会的必需項目を見直すことは考えられるか。見直す場合、項目選定の方法や考え方はどのようなことが考えられるか。
 - ・ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」で把握できる項目のうち、社会的必需項目には該当しない項目について、消費実態による検証を補完するデータとして活用し得るデータはあるか。また、社会的必需項目に限らず、生活実態・生活意識のデータを補完的に活用する際、データの参照方法（例えば、一般低所得世帯、中位所得層、生活保護受給世帯を比較するなど）としてどのような方法が考えられるか。
 - ・ 生活保護受給世帯については、生活実態・生活意識のデータに併せて社会保障生計調査による家計収支のデータも活用することが可能。サンプル数の制約もあるが、生活実態・生活意識のデータと家計収支のデータを組み合わせて分析を行うことも考えられるか。
- ② **日本人の食事摂取基準を活用し、食事摂取基準を満たす食事の最低価格を検討することは、消費実態による検証の補完に資するか。**
- ③ **①及び②以外の手法については、当該手法による試算や指標について、恣意性を排除し、客観性を担保できるか、指標の把握や試算の実現可能性は困難なものでないか、生活扶助基準の検証に資することが期待できるか、といった点に留意し、引き続き、どのような方法で消費実態による検証を補完することができるか、議論を継続してはどうか。**
- ④ **令和4年検証において、第1・十分位が比較対象として適当かどうかを確認するために確認した指標以外に、比較対象となる所得階層を検討するに当たって、参照することができる指標や手法は考えられるか。**